

広島県告示第二百十八号

広島県立県民の森設置及び管理条例（昭和四十六年広島県条例第二十号）別表第二の規定により、広島県立県民の森におけるスキーリフトその他の附属設備の利用料金の範囲を次のように定め、平成二十六年四月一日から施行する。

なお、平成二十二年広島県告示第五百七十五号（広島県立県民の森におけるスキーリフトその他の附属設備の利用料金の範囲）は、平成二十六年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十六年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区	分	単 位	利用料金の範囲
スキーリフト		普通利用券（一回券）	四八〇円以内
		回数利用券（二回券）	四、一〇〇円以内
		一日利用券	四、八〇〇円以内
		子供・シニア一日利用券	二、七〇〇円以内
		二日利用券	八、四〇〇円以内
		子供・シニア二日利用券	四、八〇〇円以内
		半日利用券	三、四〇〇円以内
		普通利用券（一回券）	一四〇円以内
		回数利用券（二回券）	一、四〇〇円以内
		キャンプ用具等	テント
	テントサイト	一区画一回につき	二、一〇〇円以内
	その他	一点一回につき	三四〇円以内
コインシャワー		一回三分間までごとに	一四〇円以内
		一回一日までごとに	一四〇円以内
公園センター浴室（宿泊者が利用する場合を除く。）	中学生以上	一人一回につき	五四〇円以内
	小学生	一人一回につき	二七〇円以内

備考 子供とは小学生以下の者と、シニアとは六十歳以上の者とする。